

もっとお得！「ナナメ上[↑]上天草」キャンペーン
クーポン券取扱店舗募集要項

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、疲弊した上天草市の観光業を支援するため、上天草市内のホテル、旅館等に宿泊した観光客に対して、市内の観光体験施設、飲食店、お土産品等（以下「加盟店」という。）で使えるクーポン券を配布することにより、宿泊客の誘客促進及び観光消費の拡大につなげ、地域観光の復興につなげることを目的とする。

2 商品券の概要

(1) 名称

もっとお得！「ナナメ上[↑]上天草」キャンペーンクーポン券

(2) 商品券の構成

- ・1セット3,000円（額面1,000円商品券3枚綴り）
利用総額6,000万円（2万人）

(3) 使用条件

- ・使用期間は、令和3年10月24日から令和4年2月28日までとする。
- ・使用開始日は、申込後当協会より送付する加盟店表示を掲示し使用可とする。
- ・発行施設印のないものは使用不可とする。
- ・クーポン券の現金への換金及び利用の際の差額（おつり）の返金は不可とする。
- ・破損した商品券は3分の2以上残っていれば使用可とする。
- ・国、県が行う宿泊キャンペーンクーポンとの併用はできるものとする。

(4) クーポン券の利用対象にならないもの

- ア 不動産及び金融商品
- イ たばこ
- ウ 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- エ 税及び公共料金等に関するもの
- オ その他この商品券の発行趣旨にそぐわないもの

3 加盟店の要件と登録方法

(1) 要件

クーポン券の利用可能な加盟店は次の条件をすべて満たす施設とする。

- ア 観光客が利用する可能性がある施設。
- イ 新型コロナウイルス感染防止対策を行っている施設。
- ウ 宿泊施設内にある売店、土産店等でない施設。
- エ 遊技場等の娯楽施設（パチンコ・スロット等）でない施設。

(2) 申込方法

別紙、もっとお得！「ナナメ上[↑]上天草」キャンペーンクーポン券取扱店
申込書に必要事項を記入し、申込期間内に提出すること

(3) 申込期間

令和3年10月1日より随時

(使用期間内に申込がない場合は棄権したとみなす)

4 周知方法

- ・ 各種媒体広告、上天草市・天草四郎観光協会ホームページ・SNS、各種メディア報道等

5 商品券の換金

(1) 換金方法

- ・ 月末締めとし指定する日までに使用済みの商品券の裏面に捺印のうえ、天草四郎観光協会に持ち込み換金申請をする
ただし毎月第2、第4水曜日は定休日となるため換金受付は行わない

(2) 換金日

- ・ 毎月指定する期間に指定口座への振込とする
(別記、換金日程票参照)

(3) 振込手数料

振込手数料の事業者の負担は不要

(4) 換金申請期間

令和3年12月1日から令和4年3月10日まで

6 事業の中止、中断及び終了

本事業の期間等の変更については次のとおり取り扱う。

ア 事業の実施期間は、新型コロナウイルス感染の状況により、変更する場合があります。

イ 事業実施期間内に配布数が上限に達した時点で終了する。

ウ 県内の新型コロナウイルス感染者の状況や県の外出自粛要請（これに類するものを含む）の発令次第では、事業を一時中断する場合があります。

【別記】

換金日程表

	換金申請期間	振込日
10月分 11月分	令和3年12月1日～10日	令和3年12月24日
12月分	令和4年 1月4日～15日	令和4年 1月28日
1月分	令和4年 2月1日～10日	令和4年 2月25日
2月分	令和4年 3月1日～10日	令和4年 3月25日

